

# 平成29年第12回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催年月日

平成29年12月25日（月） 14時37分開会  
15時55分閉会

## ■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸  
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	長山 君代
教育総務課長兼学校給食センター所長	下吉 龍一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
指宿商業高校事務長	満石 知
教育総務課参事兼学校整備室長	前菌 佳生
学校教育課主幹兼係長	内村 喜代志

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
  - ・ 日程第1 報告第21号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第12号）教育委員会関係分の決定について
  - ・ 日程第2 議案第38号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - ・ 日程第3 議案第39号 指宿市文化財保護審議会への諮問について
  - ・ 日程第4 議案第40号 外国語指導助手の再任用について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成29年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成29年第11回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を七夕委員をお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1番目に、今年も小学校の「夢教室」が12月4日(月)から9日(土)にかけて実施されました。小学5年生が対象で、裏面に計画が載せてございます。陸上・水泳・スピードスケート・バスケットボール・野球・空手と、それぞれのアスリートの皆さんに、夢先生としてお出でいただいたところです。学校の規模によりますけれども、学級ごとの開催又はいくつかの学校が一緒になって開催いたしました。

2番目は、県の研究協力校ということで「魅力ある学校づくり(不登校対策プロジェクト)」の取組について、研究公開を12月7日に南指宿中学校で開催していただきました。この取組によって、不登校が減ってきているという実績を発表していただいたところです。

3番目は、防災教育の実践報告でございます。先月は、柳田小学校の報告をさせていただきましたが、12月8日に指宿小学校、明けて1月には丹波小学校で防災教育の報告会がなされる予定です。

4番目は、第58回南日本10kmロード通信競技大会並びに指宿地区女子・中学生3kmロードレース大会が、12月10日に開催されました。県下一周駅伝又は地区対抗女子駅伝の選手選考等も兼ねて実施していただきましたが、5番目にありますように、午後からは結団式も行われたところです。

6番目の第4回市議会一般質問は、5名の方から質問がありました。内容については、資料に書いてあるとおりでございますので、ご覧ください。

7番目は、「はつらつママさんバレーボール大会 in いぶすき」ということで、開聞総合体育館において、12月16日（土）から17日（日）の2日間にわたって開催されました。かつて全日本で活躍した女子選手がチームをつくって、指宿のママさんたちと親善試合や指導者の講習会等を実施していただいたところです。

8番目は、市の中学生弁論大会及び英語スピーチ・スキット大会を、12月20日に市民会館において実施いたしました。中学2年生全員が市民会館に集まって発表会がありましたが、2枚目の資料に結果をお示ししてあります。弁論大会につきましては、それぞれ5校から2名ずつが学校代表ということで、発表をしていただきました。最優秀賞、優秀賞がありますが、南指宿中学校の藤岡さんが最優秀賞、山川中学校の坂元さんと田畑さんが優秀賞でした。英語のスピーチの部ですが、各学校から1名ずつが選抜で出ていただきましたが、北指宿中学校の黒木さんが最優秀賞、西指宿中学校の中川さんが優秀賞。スキットの部は2名で掛け合いながら指宿を紹介する内容だったところですが、各学校から1組ずつ参加していただきました。北指宿中学校が最優秀賞、山川中学校が優秀賞でした。第1回でございましたので、今後、それぞれ学校の方で取組が充実されていくものと期待しているところです。学力テストの結果から、大勢の前で発表するのが苦手だという傾向、英語の学力が少し足りない、身につけていないという結果も見えておりましたので、こういう取組を本年度始めたところでございます。

9番目は、指宿市と千歳市の冬の交流事業です。23日に出発して、26日までとなっております。小学6年生の16名が千歳市を訪問していますが、今日はスキーをしているという報告があったところです。

最後の10番目ですが、24日に指宿商業高等学校吹奏楽部の定期演奏会が、市民会館で行われました。3年生が最後の演奏会ということで、趣向を凝らした演奏がなされていまして。たくさんの方の市民の皆さんに観ていただいて、よかったと思っております。

以上で教育長報告を終わります。

## 6 会議の公開等について (西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

本日の日程第1から日程第3は公開で、日程第4の議案については、人選に関する案件でありますので非公開での取扱いとしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

## 7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。まず、日程第1 報告第21号「平成29年度指宿市一般会計補正予算(第12号)教育委員会関係分の決定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(長山部長)

日程第1 報告第21号 平成29年度指宿市一般会計補正予算(第12号)教育委員会関係分の決定について、ご報告申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、平成29年度指宿市一般会計補正予算(第12号)教育委員会関係分を別紙のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

5ページをお開きください。

平成29年度指宿市一般会計補正予算(第12号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,728万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億136万1千円とするものです。

8ページをお開きください。

款9教育費は、525万1千円を増額し、歳出の総額を32億7,191万5千円にするものです。

次に、予算に関する説明書に基づき説明いたします。教育委員会所管分に関する歳入はございませんでしたので、歳出について説明いたしますので14ページをお開きください。

下段の表の款9教育費 項1教育総務費から16ページの項7保健体育費までの各目に人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しておりますが、これは、「指宿市職員の給与に関する条例の一部改正」等に基づく人件費及び賃金等の増であります。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1 報告第21号は、終了いたします。

### (西森教育長)

次に、日程第2 議案第38号「指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (長山部長)

日程第2 議案第38号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、提案のご説明を申し上げます。

17ページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定により議決を求めるものであります。

「資料2」の4ページをお開きください。

外部評価委員会設置の根拠法令であります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条を抜粋しておりますが、第26条第1項では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されております。このようなことから、指宿市教育委員会では平成21年度から事務事業評価制度を導入しており、本年度は3事業の点検・評価を行っております。

評価方法につきましては、7月の定例教育委員会でご説明いたしましたとおり、事務事業に対して担当課が自己評価をしたものについて、外部評価委員5名の皆様から意見・提言等をお伺いしておりますので、これに基づき最終的に教育委員会で今後の事務の展開を判断していただき、その結果を踏まえ次年度以降の事務事業に反映していくものであります。

点検・評価を行った事業につきましては、各担当課長等が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

### (西森教育長)

それでは、「トイレの洋式化の実施」について、教育総務課からの説明をお願いします。

### (前園室長)

それでは、教育総務課学校整備室の評価対象事業について、ご説明いたします。

18ページの「事務事業の点検・評価の内容及び結果」と併せ、資料1「平成29年度教育委員会の事務の点検・評価 事務事業評価シート」、資料2「外部評価委員の意見・提言」を配布しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

資料1の1ページをお開きください。

教育総務課学校整備室の評価対象とした事務事業名は、「トイレの洋式化の実施」でございます。この事務事業の目的でございますが、家庭では洋式トイレが普及する中で、学校のトイレは洋式化率が低い状況にあることから、洋式化の低い学校を優先して計画的に工事を実施し

て、快適な教育環境を確保するもので、その手段としては、洋式化にあわせて段差解消などのバリアフリー化や男女を区別するプライバシーの確保など、効率の良い施設整備に努め、また交付金や有利な起債を活用して、一般財源の節減に努めております。

活動指標としまして、平成28年度に改修したトイレは山川小学校で、洋便器1台から5台へ増設し、あわせて男女間の仕切りを新設しております。

成果指標としまして、達成状況ですが、平成28年度までの市の進捗率は22.7%で、全国平均、県平均より低い状況でございます。今後の活動展開であります。年次的・計画的に洋式化工事を進め、平成33年度を目途に洋式化率30%を目指すことにしているところでございます。

2ページの中ほどをご覧ください。

この事業について、学校整備室の自己評価でございます。①今後の改革・改善の方向性は、「見直しの上で継続」、今後の方針は「手段の改善」、②その理由として、「学校間で整備内容にばらつきがあることから、統一したい。」とし、③内容としましては、「統一した整備方針の確立」を掲げたところでございます。

ここで、「資料2」の1ページをご覧ください。

この1次評価に基づき開催した外部評価委員会では、委員から、洋式化への移行とともに清掃の徹底や環境衛生の保持に努めるよう指導を徹底すべき、使い方の指導や公共のものを大切に教育にも取り組んでいただきたい、災害時には避難所としての役割もあることから、多目的トイレの設置を進めるべき等の意見をいただきました。

「資料1」の2ページにもどって、二次評価の欄をご覧ください。

外部評価委員からの意見を受けて、二次評価では、妥当性、効率性は「妥当」としましたが、「有効性」については、「見直し必要」とし、今後の方向性については、「見直しの上で継続」、その理由と改革・改善の内容としましては、「トイレの洋式化と併せて、衛生的で利用しやすい環境づくりに努めるとともに、トイレ清掃を通じた児童生徒の公共心を育てていくこととし、また、学校は避難所にもなることから、多目的トイレの設置について検討を進める」と追加したところであります。

翌年度の事業計画ですが、平成30年度は、西指宿中学校、開聞中学校のトイレ改修工事と31年度工事予定の柳田小学校、川尻小学校の実施設定を予算要求しているところでございます。今後も、児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう非構造部材の耐震化をすすめながら、学校トイレの洋式化を計画的に実施して、教育環境の整備を図り、また、事業実施に当たっては、交付金や有利な起債等を活用して、費用対効果の高い事業実施に努めていきたいと考えております。

以上で、教育総務課学校整備室分の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**(西森教育長)**

次に、「いぶすき子ども映画祭の開催」について、学校教育課からの説明をお願いします。

**(中山課長)**

それでは、学校教育課の評価対象事業「いぶすき子ども映画祭の開催」について、ご説明いたします。

「資料1」の3ページをお開きください。

いぶすき子ども映画祭は、平成19年度、本市での開催から始まった、アジア国際子ども映画祭の九州ブロック大会を兼ねて開催しているもので、今年度の開催で11回目を数えます。この映画祭は、事前に定められたテーマに基づき小学生から高校生の子どもたちが製作した、映像作品をコンテストするもので、いぶすき子ども映画祭の上位3作品はアジア国際子ども映画祭の本選へ進出いたします。

いぶすき子ども映画祭の目的としては、大きく2つ掲げてあり、1つ目は、子どもたちの思考力・判断力・表現力を養い豊かな心をはぐくむとともに、将来の職業憧憬を喚起することです。2つ目は、アジア国際子ども映画祭の大きなテーマでもある「子どもの心に内視鏡を入れよう」ということで、いじめやニートなどの社会課題に対して子どもたちの視点からの思いを知ることで、それらの課題に対して大人や社会がどう対処していくか考えるきっかけづくりを行うというものです。今回は、事業開始から10年以上経過し、平成23年度からアジア大会を本市で開催しなくなったことで、観光業への貢献や国際交流といった効果が非常に少なくなっている現状のため、事務局としても様々な選択肢を見据えて見直しを図っていく時期に来ているという観点で、外部評価委員会での協議をお願いしたところです。

4ページをお開きください。

事務事業の担当課が自己評価する一次評価では、①今後の改革・改善の方向性は、「見直しの上で継続」、今後の方針は、「縮小」とし、③改革・改善の内容を、「アジア大会の開催から始まった本事業は、所期の目的をある程度達成していると考えられる。平成30年度までは、実行委員会の積立金を活用し、現在と同規模の事業を展開し、平成31年度以降は今後の事業展開について、様々な選択肢を視野に入れて調査・研究を進めていく。」としたところであります。

「資料2」の2ページをお開きください。

この一次評価に基づき開催した外部評価委員会では、映像制作という分野が、専門的で使用する機器や技術も日々進歩している現状もあることから、専門的知識を持ったアドバイザーやスーパーバイザー的な存在と連携することや、映画祭の更なるPR活動の必要性等の意見をいただきました。

再度「資料1」4ページをお開きください。

こうした外部評価委員からの意見、併せて、今年度も指宿市内の子どもたちがアジア大会にノミネートされなかったという結果を受けて、教育委員会が評価する二次評価では、①二次評価の結果である「妥当性」・「効率性」・「有効性」については、いずれも「見直しが必要」、②今後の改革・改善の方向性は、「見直しの上で継続」、今後の方針は、「縮小」とし、③改革・改善の内容は、「指宿の子どもたちが、ここ2年間アジア大会にノミネートされなかったことから、指宿の子どもたちに対する取組を工夫していく必要がある。アジア国際子ども映画祭の九州ブロック事務局としての事業展開は、指宿の子どもたちへの取組と切り離して検討することとし、平成31年度から全額一般財源で対応する必要があることから、外部評価委員からの意見・提言も踏まえて、外部団体との連携を深め、PR方法を工夫しながら、費用対効果を考慮し、様々な選択肢を視野に入れて調査・研究を進めていく。」としたところです。

今年度の事業展開で、市内の専門知識を持ったNPO法人との連携なども生まれてきております。今後は、このような外部団体との連携も併せて模索していきたいと考えています。また適切な時期に実行委員会（会長：市長）を開催するなどして、事務局だけでなく実行委員会も含めて今後の方向性を模索していきたいと考えています。

以上で、学校教育課分の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### **(西森教育長)**

次に、「社会教育関係団体の援助及び活動推進」について、社会教育課からの説明をお願いします。

#### **(中摩課長)**

それでは、社会教育課所管分の評価対象事業について、ご説明いたします。

「資料1」の5ページをお開きください。

今回、社会教育課では「社会教育関係団体の援助及び活動推進」を事務事業評価の対象としたところです。本事業の目的は、社会教育法に基づき、社会教育の奨励に必要な環境・機会づくりを行うため、社会教育関係団体の求めに応じ指導・助言を行うほか、社会教育関係団体が行う事業に必要な物資の確保のための援助を行い、もって、市の社会教育振興を図るものであります。

本事業の手段は、各社会教育関係団体に対する事業運営に必要な支援策として、補助金を交付しているほか、団体からの求めに応じ専門的・技術的指導助言を行っています。各団体の補助金交付の状況はお示しのとおりです。

次に、本事業の活動指標、成果指標ですが、活動指標は、社会教育法第5条に規定する各種社会教育活動の実施回数等としております。今回、評価対象とした平成28年度の活動指標は、市PTA連合会が、講座、研修会、情報交換、調査研究など計16回の活動、市子ども会育成連絡協議会が研修会、社会奉仕活動、学齢児童・学齢生徒の社会教育活動機会の提供など計27回の活動、市地域女性団体連絡協議会が、研修会、情報交換、調査研究など計11回の活動、市青年団連絡協議会が、社会奉仕活動、学習成果活用による活動機会提供など計10回の活動、市生活学校運動連絡協議会が、情報交換、調査研究など計12回の活動、市文化協会が美術その他芸術の発表会などの開催計7回の活動となっています。

また、成果指標は、社会教育法第5条に規定する各種社会教育活動の実施回数のほか、当該活動に参加する市民の数、団体構成員の数、補助金比率等としています。ちなみに、各団体の主催事業参加者から算出される受益者数についてですが、市PTA連合会主催事業の1事業あたりの受益者数は153名、市子ども会育成連絡協議会主催事業の1事業あたりの受益者数は270名、市地域女性団体連絡協議会主催事業の1事業あたりの受益者数は44名、市青年団連絡協議会主催事業の1事業あたりの受益者数は26名、市生活学校運動連絡協議会主催事業の1事業あたりの受益者数は25名、市文化協会主催事業の1事業あたりの受益者数は770名となっています。

次に、今後の活動展開及び波及効果についてですが、今後も社会教育関係団体それぞれの目的に即した合理的支援につとめていくこととしています。

次に、事務事業の評価についてご説明いたします。6ページをお開きください。

まず、事務事業の「妥当性」についてですが、「妥当性」については、「課題有り」としております。理由といたしましては、指宿市補助金等の適正化に関する条例に基づく評価基準の公益性、必要性、有効性に照らしたとき、例えば、主催事業が社会教育法の趣旨に沿っているのか、広く市民を巻き込んでいるのか、受益者の偏りに差が見られないかなどといったようなことから、再評価すべき点がいくつか見受けられるとしたところです。

次に「効率性」ですが、これも「課題有り」としてしております。理由といたしましては、従来からの社会教育関係団体以外にも類似の目的をもって自主的・主体的に活動をしている民間団体が存在する一方で、類似の活動を実施している社会教育関係団体の実施事業や事業費そのものが効率的であるかどうか検証していく必要があるとしたところです。

次に、「有効性」ですが、これも「課題有り」としてしております。理由といたしましては、各団体に支援している補助金は、社会教育法第5条に規定する各種事業の目的達成のために支出するものであります。成果指標では、主催事業に係る受益者数、事業運営を行う構成員の減少、一部団体における構成員の高齢化などが見受けられることから、今後、実施事業や補助金支援についての有効性について、各団体と協議していく必要があるとしたところです。これらを踏まえ、事務事業の改革・改善の方向性に関する社会教育課の一次評価については「見直しの上で継続」「手段の改善」としたところです。

改革・改善の内容といたしましては、本事業が、市民の自主的・主体的な社会教育活動を支援していくための補助金交付であり、補助金交付の公平性・透明性が強く求められる一方、社会教育法の趣旨を鑑みた支援策でなければならないことから、今後、補助に見合う効果が得られる団体づくりがなされているか、また、事業趣旨に沿った活動が活発に推進されているか等を客観的に評価していく必要があるとしたところです。

次に、外部評価委員会からの意見・提言についてですが、「資料2」の3ページをご覧ください。

社会教育課の一次評価に対し、外部評価委員会からは、ご覧のとおり、見直しの必要性等に関する様々な意見・提言をいただいたところです。主なものについてご説明いたしますと、例えば

団体活動の評価は一概に数値比較だけでは図りづらいが、前例踏襲的な補助金支給は市民への説明がつかないことから、活動の透明性を図る必要があるというご意見、支援や活動推進は必要とした上で、事業運営の合理化・効率化・合同化を進めていくために市で指導・助言に取り組む必要があるというようなご意見。既存のやり方を改め、ボランティアに関する意識は高くなっていることを背景に、若者の活躍の場を応援したり、地域を越えたネットワーク、グループづくり等を進めていくことが必要であるというようなご意見。時代の流れにより、地域の現状は昔とは異なる部分もあることから、現在の地域社会や家庭生活に係る地域課題に対応できるような仕組み作りが必要であり、青少年健全育成、高齢者対策、地域活性化のために、人材の確保が必要であるといったようなご意見をいただいたところです。

次に、再度「資料1」の6ページをお開きください。

これら外部評価委員からの意見・提言を踏まえまして、教育委員会の2次評価ですが、妥当性及び効率性については「見直しが必要」とし、有効性については「妥当」であるとした上

で、今後の改革・改善につきまして、一次評価と同様「見直しの上継続」、今後の方針につきましては、「手段の改善」としたいところであります。また、2次評価で加える改革・改善の内容としまして、社会教育関係団体への補助金の支給は運営補助であることから、補助金に関する公益性・必要性・有効性の三原則に基づき、各団体の事業内容を精査し、活動内容のマンネリ化の解消や地域課題解決のための団体相互間の連携促進に向けた指導・助言を行っていくとしたところであります。

なお、翌年度の事業計画といたしましては、各団体の補助金申請時に、事業計画の内容やその目的・効果に関して聞き取りを行い、今回の評価結果を反映するよう指導することで、市民や地域に役立つ団体活動の促進を目指すとしたところであります。

以上で、社会教育課所管分の事務の点検・評価についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### **(西森教育長)**

ただいま、事務局から3つの事業について、点検・評価をいたしましたという報告がありました。この3つの事業についてご質疑・ご意見等ございませんか。

#### **(西職務代理人)**

3番目の「社会教育関係団体の援助及び活動推進」についてお尋ねします。評価委員の意見の中にも、「このままの助成のあり方には賛同できません。」等、辛口な意見が少しあるかなと見ていたのですが、それぞれの団体の構成員、会員数が分かれば教えていただきたいと思えます。

#### **(中摩課長)**

平成28年度決算時の数字ですが、団体の構成員数は市PTA連合会が3,862人。子ども会育成連絡協議会が3,000人。市地域女性団体連絡協議会が170人。市青年団連絡協議会が22人。市生活学校運動連絡協議会が51人。市文化協会が2,172人となっております。

#### **(西職務代理人)**

補助金の額を見たところ、市子ども会育成連絡協議会が730,000円、市地域女性団体連絡協議会が752,000円、市青年団連絡協議会が197,000円、市生活学校運動連絡協議会が96,000円とありますが、こういう数字を出す計算方法等があるのでしょうか。各団体が「これだけください。」というものに対して、支出するという感じなののでしょうか。

#### **(中摩課長)**

この補助金額については毎年、精査しているところですが、ご指摘のように、ここ10年間で構成人員が減ってきております。活動が一部停滞気味だった団体等については、若干減っている所はございますけれども、それ以外につきましては大幅な変更はないところで。

#### **(西森教育長)**

市の補助金要綱の中で、何分の1の補助とかではなくて、昨年度の実績に基づいて決定しているということですか。

**(中摩課長)**

先ほどの説明で補助金率という言葉を申し上げましたけれども、通常ですと2分の1。もしくは、まるごと全部を委託する事業もあつたりします。ところが、この社会教育団体については、それぞれの団体で年間の予算に対して、補助金が占める割合というのが一律2分の1という比率にはなっていないところです。

**(西職務代理者)**

それぞれ、色々な目的意識をもってやってくださっていますが、市青年団連絡協議会に関しては、非常に人数が少なくなっているの、若い人はいなかったかなと思いながら考えていて、そういう会に加入する人が少ないところなのだろうなと見ているところです。

予算要求の方向性として、現状維持で二次評価はされているのですね。「二次評価の内容を反映させるよう指導する」、「団体活動の促進を目指す」ということは、どのように関わっていくことになるのでしょうか。

**(中摩課長)**

外部評価委員の皆さんのご意見の中にもございましたが、例えば、団体活動について前例踏襲的な内容になっていて、そういったことをまず解決する必要があります。また、地域や団体間を超えた、ネットワークの構築や相互連携を進めていったりすることが必要です。地域課題に対応できるように意識して、活動内容を呼びかけていくこと等のご意見をいただいております。且つ、一次評価・二次評価にもあるとおり、公益性・必要性・有効性の三原則をよく見定めて、補助金の申請がある段階で、これについて適時、指導助言をしていくことになると思っています。ただ、社会教育団体については、ご指摘のとおり活動が停滞していたり、会員数が少なくなっていたりという現状がございますけれども、地域課題の解決であったり、子育て問題、若者の結婚を促進したりする活動。または、環境問題等の活動をそれぞれ取り組んでいるところで、団体の必要性ということについては、外部評価委員の皆さんも「不要ではない。逆に必要である。」というご意見をいただき、そういった意見も、こちらには含まれているところでもあります。そういったことも考えて、補助金の見直しをする以前に、活動内容や団体のあり方について、ぜひお互いに考えて、指導助言ができるようにしてまいりたいというのが、今回の評価の指標になっているところです。

**(藤井委員)**

子ども映画祭についてですが、私が2年前に参加させていただいた時のアジア国際子ども映画祭の状況と、いぶすき子ども映画祭の内容が、かい離している部分が大きいのと考えています。アジア国際子ども映画祭は子どもと言いながら、高校生以上・専門学生くらいの方の作品ばかりで、本当に専門性の高い映像・内容でセミプロのようでした。いわゆる子どもの視点というのとは少し違う作品ばかりがノミネートされていて、いぶすき子ども映画祭は本当に子ども

もの視点で、小・中学生が子どもらしい表現で、映像にしているところを重視した作品づくりや、審査の方法をしている部分があり、そもそもの視点が全然違います。指宿の映画祭は良い活動になっているのですが、アジア国際子ども映画祭に参加して、九州ブロックとしての位置づけが違い、違和感をすごく感じました。なので、九州ブロックでの作品もほとんど高校生でした。

今年は分かりませんが、当時、私が参加した際には専門性の高い作品が多く感じました。指宿は小学生が多いので比べられなくて、子どもの視点と映像が素晴らしい。優劣を決めるというところで、まず無理があるので、この九州ブロック大会に位置づけすることに、どうなのかなと感じています。指宿は指宿独自で続けていってもいいと思いますが、それをノミネートしてアジアに持って行くというのにすると、ちょっと違う視点の映画祭になるのではないかというのが強く印象に残っています。これをどう継続させていくかとなると難しく、方向性が決まらない。アジア国際子ども映画祭の九州ブロック大会としての価値が、正直なところ厳しい感じがしています。

#### (中山課長)

藤井委員が感じられたことが率直なご意見だと思いますし、私たちも同じように考えております。市独自の映画祭は子どもらしさもあり、非常に良い取組だと思います。また、委員の方々からも「非常に良く、なくすべきではない。」というご意見もありましたので、そこに関しては取り組んでいく方向でいきたいと考えております。費用対効果等を考えた時に、指宿の子どもたちだけの取組というのと切り離して、考えていった方がいいのではないかということで、まとまってきています。ただ、アジア国際子ども映画祭の最初の主旨とか、関係している方々との関わりを考えた時に、事務局だけで、そこと切り離しますよと簡単に言えるものなのかということで、実行委員会等の中で話を出して、それが大丈夫だよということであれば、切り離して、本市の映像づくりをしていけたらと思っているところです。本年度中に実行委員会を開いて、その方向性について、会長等の意見をお聞きしたいと思っております。

#### (西森教育長)

藤井委員がおっしゃるように、アジア子ども映画祭が始まって本選の会場が本市ではなくて、今、3箇所目になっています。そういうことから考えた時に、少し目的や参加者など、いろいろな課題が出てきているなということで、今回、評価の事業として挙がってきたわけです。その評価をしていただきましたので、この評価の結果の中に、いぶすき子ども映画祭の開催についても評価のまとめ、課題等が書いてあるわけですが、この評価を受けて、30年度まではこのようにして、31年度からはこういう風にしていきたいと書いてございますので、今後はそのような取組をしていきたいという方向性をもっているところです。今、大きな課題ではあると思います。

#### (七夕委員)

トイレの洋式化の実施について、資料1の2ページの一次評価、①改革・改善の内容で「正しい情報を学校現場に提供するとともに」とありますが、実際にそれはされていらっしゃるのでしょうか。

**(前菌室長)**

洋式便器の便座は、和便器に比べて雑菌が少ないということもあります。それから、トイレには乾式・湿式の2通りがありますが、学校には乾式の方がより衛生的であること等を伝えてあります。ただ、学校からの要望によって、例えば「和便器を増やしてほしい」とか、「ここは乾式ではなく湿式にしてほしい」等の要望はあるところです。

**(七夕委員)**

二次評価において学校は避難所にもなるということが書いてあります。実際、先月に熊本県宇土市に研修視察に行った際、災害が起きた時にトイレが一番大変だったということを聞きました。それにつきましては、大きな地震等があった場合にトイレの活用はどうなるのか。洋式化になりますと便利にはなりますが、電気が止まった時に水がないとかあった場合、かえって苦勞すると思いますが、どのように考えいらっしゃいますか。

**(西森教育長)**

学校が避難所になって、学校のトイレをどう使っていくかということと、避難所になって危機管理課の方で全体的なトイレ設置はどうなるのか、2つの問題がありそうな気がします。もし災害があって避難所になった時のトイレの活用、使用というのが分かれば、学校だけではなくて、そちらの方も補足していただければと思います。

**(前菌室長)**

危機管理課とも関係があるところですが、外部評価委員会からも、避難所としての役割をもつ学校のトイレのあり方ということで、ご意見はいただいております。二次評価にもありますように、障がいのある方など全員が使えるような多目的トイレについて、学校とも話をしていく中で進めていかなければならないものと思います。また、いざ災害があった時に色々な問題が出てくると思います。断水や電気が通らない問題等、そういったところは今後、危機管理課ともしっかり詰めないといけない部分なのかなと思っております。

**(西森教育長)**

学校のトイレで全てをカバーするというのではなくて、場合によっては、簡易のトイレを設置するということがありますか。

**(前菌室長)**

場合によっては、そういった方法もあるかと思います。

**(西森教育長)**

そうしないと、学校だけで対応できることではないということですね。

**(前園室長)**

学校としてはそういったことも視野に入れながら、整備はしていかなければならないのかなと考えているところです。

**(西森教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2 議案第38号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(西森教育長)**

それでは、日程第2 議案第38号は、提案のとおり可決することといたします。

**(西森教育長)**

次に、日程第3 議案第39号「指宿市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(長山部長)**

日程第3 議案第39号 指宿市文化財保護審議会への諮問について、提案のご説明を申し上げます。

資料の19ページをお開きください。

指宿市文化財保護条例第4条第1項の規定により、次の文化財を指宿市指定有形文化財に指定したいので、同条第4項の規定に基づき指宿市文化財保護審議会へ諮問することについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第13号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。指宿市文化財保護条例第4条第1項では「教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、記念物の区分により、それぞれ指宿市指定文化財に指定することができる」となっております。また、同条第4項では「教育委員会は、文化財を指定又は認定しようとするときは、あらかじめ指宿市文化財保護審議会へ諮問しなければならない」となっております。

20ページをご覧ください。

今回、指宿市指定有形文化財への指定に向けて諮問しようとするものは、指宿小学校の校庭にある、天保6年に建立された石碑「指宿邑捍海隄記(いぶすきむらかんかいていき)」であります。「指宿邑捍海隄記」は、江戸末期に遡る大規模石造防波堤として貴重であると評価を受け、平成20年4月18日国登録有形文化財に登録された「宮ヶ浜港防波堤捍海隄」の建設の経緯を記した歴史資料です。「指宿邑捍海隄記」には、第10代鹿児島藩主 島津斉興が天保4年から5年にかけて実施した土木工事「宮ヶ浜港防波堤(捍海隄)」建設の背景や、工費・工事期間、民衆が受けた恩恵等詳細な情報が記録されています。

このことから、指宿市の近世史や藩政時代の土木史を知る上で、学術的価値の高い歴史資料と考えられるため、指宿市指定文化財に指定しようとするところであり、指宿市文化財保護審議会に諮問しようとするものです。なお、「指宿邑捍海隄記」は指宿小学校の校庭にあることから、指定後は郷土教育の面でも活用が図られるものと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### (西森教育長)

社会教育課長、何か補足はございませんか。

#### (中摩課長)

指宿港の海岸には捍海隄と、以前は三日月突堤と通称されている石造りの防波堤がございまして、それについては平成20年度に国の登録有形文化財に登録をされているところです。また、指宿小学校の校庭には、大きな石造物で建造経緯を示した石碑がございまして。ちょうど捍海隄が築かれた19世紀の中頃以降については、こういった物を造った経緯を記した石碑が、県内各地で建てられているわけですが、その物自体も残っていて、その経緯を記した石碑まで残っている事例は少ないと聞いております。指宿市内で言いますと、開聞にある鳥越堀切の建設経緯を記した決湖碑が、2つ併せて市の指定文化財になっております。それについても、経緯を細かく示してあるところです。

この捍海隄記という石碑については、港にある石造防波堤だけが国の登録有形文化財となり、校庭の鉄棒の奥に建っているのですが、なかなか小学校でも認識がされておられません。小さな手作り看板が現地に立っておりますけれども、中身についても宮ヶ浜の完成がどうだったかということも含めて書いてございまして、こちらを含めて、ぜひ指定文化財に指定していただければと考えているところでございます。

#### (西森教育長)

防波堤は、もうすでに国の有形文化財に登録されている。小学校の校庭にある、この捍海隄記の石碑がまだ未指定であるので、今回はそれを諮問するということですね。

#### (西職務管理者)

捍海隄という字は何て読むのかなと思い、辞書等で色々と調べていたのですが、なかなか興味深いことが書いてありました。しかも、学校の校庭の鉄棒裏にあるということで、貴重な資料だと思いますし、諮問していただいて、有形文化財になるようにしていただきたいなと思っ

ているところです。ぜひ、またこれを子どもたちの教育にも役立てていただきたいと思います。

**(西森教育長)**

防波堤には説明板か何かあるのですか。

**(中摩課長)**

防波堤の所管は鹿児島県になっておりますが、国の登録有形文化財に登録された時点で、説明板を作って立ててあります。

**(西森教育長)**

常夜燈もまだありますか。

**(中摩課長)**

常夜燈は一時期、山川石に似た石で造られていて、溶けて崩れかけていたのですが、修繕を県が行っております。

**(西森教育長)**

防波堤の石は、山川石ですか。

**(中摩課長)**

防波堤の石は知林ヶ島や、岩本の道の駅彩花菜館の下の所に崖がありますが、その石であったり、大隅半島の根占から持ってきたりした石が使われております。

**(西森教育長)**

今のところは、この小学校の捍海隄記の説明板というのはなくて、作ってもいいですね。

**(中摩課長)**

ございません。学校で作っていただいた、小さな手作り看板が立っているだけでございます。

**(西森教育長)**

今回、文化財保護審議会に諮問して、調査・研究をしていただいて答申をいただく。そういうような手続き上のこともあろうかと思いますが、他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(西森教育長)**

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3 議案第39号については、提案のとおり承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3 議案第39号は、提案のとおり承認することといたします。

**議 事 (非公開)**

日程第4 議案第40号「外国語指導助手の再任用について」

・・・原案同意

## 8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

(七夕委員)

先日、枚聞神社の宮司さんとお話する機会がございまして、国の重要文化財であります「松梅蒔絵櫛笥」という玉手箱の塗替えを行うと聞きました。それについて、社会教育課でも何か聞いていらっしゃいますでしょうか。

(西森教育長)

文化財か何かに指定してあるのですか。

(中摩課長)

国の重要文化財になっております。この松梅蒔絵櫛笥並びに目録共一合と呼ばれている国の重要文化財については、もう6～7年前から文化庁の調査官が来られたり、東京文化財研究所の担当職員が見えられたりしていますが、表面の蒔絵がパラパラ落ちる状態であります。漆塗りが劣化をして、少しずつ薄くなっている状況でございます。ご覧いただきますと、少し色がくすんだ感じですので、お気づきの方もいらっしゃると思います。保存環境上の問題があることと、長らく悪い状態に置かれていたので劣化しているということで、国の補助金等を活用して、これ以上劣化しないように抑える作業と、場合によっては表面から漆塗りの技法で補修していくということについて、今、検討されているところでございます。

最終的な決定というところではまだないですが、今後、文化庁の指導を受けながら、国に補助金申請を行っていく計画であると聞いています。また、今年度も文化庁の調査団が来られて、保存内容の指導をいただくことにしておりますが、日程はまだ具体的には決まっておりません。

(七夕委員)

それに対しましては、市の方も何らかの形で補助金を出すということでしょうか。

**(中摩課長)**

市では、市指定文化財以外の文化財の補修等に関する補助事業を設けております。例えば、市以外の指定でしたら、国指定の文化財も対象になってくると思います。そちらも上限が決まっておりますが、仙田区でも六地藏横の大木撤去に使っていただいたと思いますが、その補助事業が市の方の予算の範囲内で毎年、予算計上をして申請をいただいております。

**(七夕委員)**

私たちの宝であります、国の重要文化財や市の文化財の保存に対しまして、維持管理ができますように、どうぞよろしく願いいたします。

**(西森教育長)**

制度上、できるということですね。

**(中摩課長)**

市の規則では国指定文化財も対象になっていきますので、申請をいただいて、申請書に基づいて検討していくことになります。

**(西森教育長)**

よろしく申し上げます。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

## 9 閉会

**(西森教育長)**

以上で、平成29年第12回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。